

「通園バス置き去り防止法案」（通称）について

- 本年9月、静岡県の認定こども園において、通園バスに置き去りにされた幼児が亡くなるという大変痛ましい事案が発生した。昨年7月に福岡県の保育所で同様の事案が発生していたにもかかわらずである。
- 政府は、福岡県の事案を受け、昨年8月に安全管理を徹底するよう通知を発出していた。しかし、今回の事案では、「運転手は、園児が全員降りたかどうか確認しなかった」「クラス担当者は、欠席等の連絡なく登園していない園児の所在確認をしなかった」とされている。
- 安全管理の徹底はもちろん重要であるが、人はミスをするものである。事故を防止するためには、ミスが重なっても幼児等の命を救える仕組みが必要である。
- 二度と同じような痛ましい事故が起きることのないよう、以下の内容を柱とする「通園バス置き去り防止法案」の速やかな成立が必要である。

《法案の概要》

政府に行わせる措置として、主に以下のものを規定する。

- ①認定こども園、幼稚園、保育所、特別支援学校、障害児通所支援施設等の一定の通園バスについて、幼児等の置き去りを防止するための装置（※）の設置を義務付ける。

※例えば、バス車内の最後部席付近に取り付けられたブザーを押さずにエンジンを切るとアラームが鳴る装置が考えられる。この装置の設置により、運転手はボタンを押しに車内後部まで歩いていく必要があり、車内に幼児等がいないかを確認できる。

- ②その際、当該装置が速やかに設置されるよう、装置の設置・維持管理に要する費用等について、全額国が補助を行う。

- ③加えて、装置の円滑な供給の確保等に必要な措置を講じるとともに、通園バスの窓のラッピング問題への対処を含む通園バスを利用する幼児等の安全の確保に関する指針の策定、通園バス使用に関する事項の監査の充実のための地方公共団体に対する助言、幼児等の通園状況を把握するための情報通信機器の開発・普及、通園バス置き去り事故・ヒヤリハット情報の収集・整理・分析・提供、地方公共団体による情報提供の促進等、多面的に対策を講じる。

- ④そもそも幼児等の安全を脅かすような事故が発生する背景には、人手不足で現場に余裕がないことがある。幼児等の安全を確保するため、職員の配置基準の引上げや職員の待遇改善を図るために必要な法制上・財政上の措置を講ずる。

- ⑤小学校の通学バスについても、児童の置き去りを防止するための装置の設置を奨励し、当該装置の設置・維持管理に要する費用等について、全額国が補助を行う。

通園バスの車内における幼児等の置き去りによる事故の防止 その他の認定こども園等における幼児等の安全の確保のため の措置等に関する法律案 要綱

一 総則

1 目的

この法律は、通園バスの車内における幼児等の置き去りによる事故が相次いで発生している状況に鑑み、当該置き去りによる事故を防止するため通園バスへの置き去り防止装置の設置の義務付け及び当該設置に要する費用の補助について定めるとともに、通園バスを利用する幼児等の安全の確保に関する指針の策定等並びに認定こども園等の職員の充実及びその処遇の改善のための措置等について定めることにより、認定こども園等における幼児等の安全の確保等を図ることを目的とすること。(第1条関係)

2 定義

- ① 「認定こども園等」とは、認定こども園、幼稚園、保育所、特別支援学校、障害児通所支援事業を行う施設その他これらに類する施設で幼児又は障害児（以下「幼児等」という。）を通わせるものをいうこと。
 - ② 「通園バス」とは、認定こども園等に通う幼児等を運送するために当該認定こども園等において使用される一定の乗車定員以上の自動車をいい、「通学バス」とは、小学校に通う児童を運送するために当該小学校において使用される一定の乗車定員以上の自動車をいうこと。
 - ③ 「置き去り防止装置」とは、通園バス又は通学バスに乗車した全ての幼児等又は児童が当該通園バス又は当該通学バスに置き去りにされていないことの確実な確認を担保するために必要な機能を有する装置をいうこと。
- (第2条関係)

二 通園バスへの置き去り防止装置の設置の義務付け及び費用の補助等

1 通園バスへの置き去り防止装置の設置の義務付け

政府は、全ての通園バスに置き去り防止装置が設置されるよう、速やかに、認定こども園等の設置者に対して通園バスへの置き去り防止装置の設置（認定こども園等の設置者以外の者が置き去り防止装置を設置した通園

バスの使用を含む。2及び3において同じ。) を義務付けるために必要な措置を講ずるものとすること。
(第3条第1項関係)

2 通園バスへの置き去り防止装置の設置及び維持管理の費用の補助

政府は、1の措置に係る通園バスへの置き去り防止装置の設置が円滑に実施されるよう、認定こども園等の設置者に対し、当該設置に通常要する費用(その維持管理に通常要する費用を含む。)の全部を補助するものとすること。
(第3条第2項関係)

3 置き去り防止装置の円滑な供給の確保等

政府は、1の措置に係る通園バスへの置き去り防止装置の設置が円滑に実施されるよう、置き去り防止装置の円滑な供給を確保し、及びそのための研究開発を促進するために必要な措置を講ずるものとすること。

(第3条第3項関係)

三 通園バスを利用する幼児等の安全の確保等

1 通園バスを利用する幼児等の安全の確保に関する指針の策定等

政府は、二に定めるもののほか、通園バスの車内における幼児等の置き去りによる事故の防止その他の通園バスを利用する幼児等の安全の確保のため、次に掲げる措置その他の認定こども園等における通園バスの使用に関し必要な措置を講ずるものとすること。

- ① 次に掲げる事項その他の通園バスを利用する幼児等の安全の確保に関する事項に係る認定こども園等の設置者が遵守すべき指針の策定
 - イ 通園バスの外からの当該通園バス内の視認性を確保するために必要な事項その他通園バスの車内における幼児等の置き去りによる事故の防止に関する事項
 - ロ イに掲げるもののほか、通園バスの使用に係る業務管理体制の整備充実に関する事項
- ② 通園バスを利用する幼児等の安全の確保に関する法令及び①の指針の遵守の状況を調査するために地方公共団体が行う検査その他の措置(3②において「検査等」という。)について、その適正かつ効果的な実施を確保するための地方公共団体に対する助言その他の援助

③ 通園バスの車内における幼児等の置き去りによる事故の防止その他の通園バスを利用する幼児等の安全の確保に関し、認定こども園等の設置者が実施する職員その他の関係者に対する研修、幼児等に対する安全教育その他各種の取組の推進

(第4条第1項関係)

2 幼児等の通園状況等の把握のための情報通信機器の研究開発及び普及の促進

政府は、認定こども園等に通う幼児等の通園の状況を把握することが通園バスの車内における幼児等の置き去りによる事故の防止その他の認定こども園等における幼児等の安全の確保に資することに鑑み、その幼児等の通園の状況その他の状況を的確に把握するための情報通信機器の研究開発及び普及の促進を図るために必要な措置を講ずるものとすること。

(第4条第2項関係)

3 通園バスを利用する幼児等の安全の確保に資する情報の活用

政府は、通園バスを利用する幼児等の安全の確保に資する情報が適切に活用されるよう、次に掲げる措置を講ずるものとすること。

① 通園バスの車内における幼児等の置き去りによる事故その他通園バスの使用に伴い生じた事故又はこれらの事故の兆候に関する情報、これらの事故の防止のための取組に関する情報その他通園バスを利用する幼児等の安全の確保に資する情報の収集、整理、分析及び提供

② 地方公共団体が検査等により収集した情報が分かりやすい形で公表されるための地方公共団体に対する助言その他の援助

(第5条関係)

四 認定こども園等の職員の充実及びその待遇の改善

政府は、認定こども園等における幼児等の安全の確保を図るため、認定こども園等における職員の配置に係る基準の改善その他の認定こども園等の職員の充実及びその待遇の改善のために必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとすること。

(第6条関係)

五 通学バスへの置き去り防止装置の設置の奨励及び費用の補助

1 通学バスへの置き去り防止装置の設置の奨励

政府は、通学バスの車内における児童の置き去りによる事故を防止する

ため、小学校の設置者に対し、通学バスを利用する児童の状況等に応じて、通学バスへの置き去り防止装置の設置（小学校の設置者以外の者が置き去り防止装置を設置した通学バスの使用を含む。2において同じ。）を奨励するものとすること。

(第7条第1項関係)

2 通学バスへの置き去り防止装置の設置及び維持管理の費用の補助

政府は、通学バスへの置き去り防止装置の設置を行う小学校の設置者に対し、当該設置に通常要する費用（その維持管理に通常要する費用を含む。）の全部を補助するものとすること。

(第7条第2項関係)

六 附則

1 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

(附則第1項関係)

2 置き去り防止装置の研究開発及び普及の促進

政府は、二の1の措置を講じた後においても、置き去り防止装置の一層の改善を図るための研究開発及びその普及を促進するため、必要な措置を講ずるものとすること。

(附則第2項関係)

3 検討

政府は、この法律の施行後一年を目途として、この法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

(附則第3項関係)

通園バスの車内における幼児等の置き去りによる事故の防止その他認定こども園等における幼児等の安全の確保のための措置等に関する法律案

右の議案を提出する。

令和四年十月十四日

提 出 者

青柳

仁士

堀場 幸子

阿部 司

岩谷

良平

早稲田ゆき

山井 和則

菊田 真紀子

青柳陽一郎

岡本 あき子

宮本 徹

賛成者

宮赤米山道福長手篠近玄奥野小熊吉安前高橋小野足立池畠浩

本嶺山崎下田妻原藤葉光総住

岳政隆大昭仁昭一慎香豊清英泰康史
志賢一誠樹夫昭雄孝一郎司織淳成史明輔

本村笠井笠山綠藤西寺白佐源落小泉阿和三木中司奥下谷一部
伸浩勝貴隆奈洋公太貴健知圭剛弘
子亮史彦士雄美学一治郎之太朗惠宏光樹

穀田渡木田森太野徳末坂小金大稻青山美馬場金村赤木
辺道俊栄佳久精之泰惠修大人映伸龍正
二周義和志彦志一輔子美まさこ二幸夫幸那幸

志渡湯森本野中末櫻小鎌大梅荒岬早沢浦浅川
位辺原山庄間川松井山島谷井坂田麻
和俊浩知正義展ゆ和敦守優紀敦良人治

塩川吉谷馬馬中鈴重後神大枝新
川田淵場島木徳藤谷西野垣守藤杉本漆井
鉄也元元澄雄克庸和祐健幸邦文和讓英
元夫基仁介彦裕介男正武巳司孝

田村吉山牧原中田階神菅逢坂井坂
田岡口谷嶋津たけ直誠信彦山藤住遠伊
貴昭統達義一一馬要猛し人二剛健寛信
彦丸夫博要猛し人二正太紀敬久

高橋千鶴子吉田岸原野伴中堤篠近城岡小伊吉掘空遠池
はる一み生仁豊郎め喜か四な和克淳俊吉田井本下
ともも健誠良智喜太卓

通園バスの車内における幼児等の置き去りによる事故の防止その他の認定こども園等における幼児等の安全の確保のための措置等に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、通園バスの車内における幼児等の置き去りによる事故が相次いで発生している状況に鑑み、当該置き去りによる事故を防止するため通園バスへの置き去り防止装置の設置の義務付け及び当該設置に要する費用の補助について定めるとともに、通園バスを利用する幼児等の安全の確保に関する指針の策定等並びに認定こども園等の職員の充実及びその処遇の改善のための措置等について定めることにより、認定こども園等における幼児等の安全の確保等を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「認定こども園等」とは、認定こども園、幼稚園、保育所、特別支援学校、障害児通所支援事業（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業をいう。次条第一項において同じ。）を行う施設その他これらに類する施設で幼児又は障害児（以下「幼児等」という。）を通わせるものをいう。

2 この法律において「通園バス」とは、認定こども園等に通う児童等を運送するために当該認定こども園等において使用される一定の乗車定員以上の自動車をいい、「通学バス」とは、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この項及び第七条において同じ。）に通う児童を運送するために当該小学校において使用される一定の乗車定員以上の自動車をいう。

3 この法律において「置き去り防止装置」とは、通園バス又は通学バスに乗車した全ての児童等が当該通園バス又は当該通学バスに置き去りにされていないことの確実な確認を担保するために必要な機能を有する装置をいう。

（通園バスへの置き去り防止装置の設置の義務付け及び費用の補助等）

第三条 政府は、全ての通園バスに置き去り防止装置が設置されるよう、速やかに、認定こども園等の設置者（障害児通所支援事業を行う施設その他これに類する施設で児童等を通わせるものにあっては、これらの施設に係る事業を行う者。以下この条及び次条第一項において同じ。）に対して通園バスへの置き去り防止装置の設置（認定こども園等の設置者以外の者が置き去り防止装置を設置した通園バスの使用を含む。次項及び第二項において同じ。）を義務付けるために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項の措置に係る通園バスへの置き去り防止装置の設置が円滑に実施されるよう、認定こども園等の設置者に対し、当該設置に通常要する費用（その維持管理に通常要する費用を含む。）の全部を補助するものとする。
- 3 政府は、第一項の措置に係る通園バスへの置き去り防止装置の設置が円滑に実施されるよう、置き去り防止装置の円滑な供給を確保し、及びそのための研究開発を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

（通園バスを利用する幼児等の安全の確保に関する指針の策定等）

第四条 政府は、前条に定めるもののほか、通園バスの車内における幼児等の置き去りによる事故の防止その他の通園バスを利用する幼児等の安全の確保のため、次に掲げる措置その他の認定こども園等における通園バスの使用に關し必要な措置を講ずるものとする。

- 一 次に掲げる事項その他の通園バスを利用する幼児等の安全の確保に関する事項に係る認定こども園等の設置者が遵守すべき指針を策定すること。
- イ 通園バスの外からの当該通園バス内の視認性を確保するために必要な事項その他の通園バスの車内に

おける幼児等の置き去りによる事故の防止に関する事項

　　ロ　イに掲げるものほか、通園バスの使用に係る業務管理体制の整備充実に関する事項

　　一　通園バスを利用する幼児等の安全の確保に関する法令及び前号の指針の遵守の状況を調査するため
　　に地方公共団体が行う検査その他の措置（次条第一号において「検査等」という。）について、その適
　　正かつ効果的な実施を確保するため、地方公共団体に対する助言その他の援助を行うこと。

　　二　通園バスの車内における幼児等の置き去りによる事故の防止その他の通園バスを利用する幼児等の安
　　全の確保に関し、認定こども園等の設置者が実施する職員その他の関係者に対する研修、幼児等に対す
　　る安全教育その他各種の取組を推進すること。

　　2　政府は、認定こども園等に通う幼児等の通園の状況を把握することが通園バスの車内における幼児等の
　　置き去りによる事故の防止その他の認定こども園等における幼児等の安全の確保に資することに鑑み、そ
　　の幼児等の通園の状況その他の状況を的確に把握するための情報通信機器の研究開発及び普及の促進を図
　　るために必要な措置を講ずるものとする。

（通園バスを利用する幼児等の安全の確保に資する情報の活用）

第五条 政府は、通園バスを利用する幼児等の安全の確保に資する情報が適切に活用されるよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 通園バスの車内における幼児等の置き去りによる事故その他通園バスの使用に伴い生じた事故又はこれらの事故の兆候に関する情報、これらの事故の防止のための取組に関する情報その他通園バスを利用する幼児等の安全の確保に資する情報の収集、整理、分析及び提供を行うこと。
- 二 地方公共団体が検査等により収集した情報が分かりやすい形で公表されるよう、地方公共団体に対する助言その他の援助を行うこと。

(認定こども園等の職員の充実及びその処遇の改善)

第六条 政府は、認定こども園等における幼児等の安全の確保を図るため、認定こども園等における職員の配置に係る基準の改善その他の認定こども園等の職員の充実及びその処遇の改善のために必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

(通学バスへの置き去り防止装置の設置の奨励及び費用の補助)

第七条 政府は、通学バスの車内における児童の置き去りによる事故を防止するため、小学校の設置者に対

し、通学バスを利用する児童の状況等に応じて、通学バスへの置き去り防止装置の設置（小学校の設置者以外の者が置き去り防止装置を設置した通学バスの使用を含む。次項において同じ。）を奨励するものとする。

2 政府は、通学バスへの置き去り防止装置の設置を行う小学校の設置者に対し、当該設置に通常要する費用（その維持管理に通常要する費用を含む。）の全部を補助するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（置き去り防止装置の研究開発及び普及の促進）

2 政府は、第二条第一項の措置を講じた後においても、置き去り防止装置の一層の改善を図るための研究開発及びその普及を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（検討）

3 政府は、この法律の施行後一年を目途として、この法律の施行の状況等について検討を加え、必要があ

ると認められれば、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

通園バスの車内における幼児等の置き去りによる事故が相次いで発生している状況に鑑み、当該置き去りによる事故を防止するため通園バスへの置き去り防止装置の設置の義務付け及び当該設置に要する費用の補助について定めるとともに、通園バスを利用する幼児等の安全の確保に関する指針の策定等並びに認定こども園等の職員の充実及びその待遇の改善のための措置等について定める所により、認定こども園等における幼児等の安全の確保等を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。